

2017年 4月28日(金)

み らい
未 来 へ の 扇 とびら



高等特別支援学校 支援部 第95号

インフォメーション号

1 療育手帳

療育手帳は、就労をはじめ様々な福祉サービスを受けやすくするために、知的障害のある方に（神戸市を除く兵庫県では発達障害のある方にも）発行されています。療育手帳には、次回判定年月が記載されていますが、県や市町村から更新のお知らせは基本的にありません。判定年月が近づきましたら、それぞれ地域の福祉事務所か町役場の方にご相談の上、更新判定の申し込みをしてください。

特に3年生の場合、更新判定の場所は、満17歳までは地域のこども家庭センターで、満18歳を過ぎると下の相談所で判定を受けることになります（誕生日が近い場合は、どちらになるかわかりません）。

※神戸市以外の方

・**県立知的障害者更生相談所**（最寄り駅：阪急「王子公園」）

神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター3F

TEL (078) 242-0737



※神戸市の方（H29.3.19に移転しました）

・**神戸市障害者更生相談所**（最寄り駅：「高速神戸」）

神戸市中央区橋通3-4-1 総合障害福祉センター3階

TEL (078) 361-2340

（区の保健福祉部あんしんすこやか係を通して受け付け）

療育手帳は、知的障害の方のための手帳ですが、法律で定められた制度ではなく、都道府県独自の発行であるために名称も等級も様々です。

また、知的障害を伴わない発達障害の方については、兵庫県（神戸市を除く）では療育手帳が発行されていますが、他の自治体では、「精神障害者保健福祉手帳」の対象となる場合がほとんどのようです。いずれにしても、現在は発達障害に特化した手帳は発行されていません。自治体によって制度や対応が異なりますので、転出等の際にはご注意ください。

